

事業報告書 平成30年4月1日～平成31年3月31日

第1号事業 「被害者に対する電話相談及び面接相談事業」

項目	業務内容					
1 電話相談 (手紙、FAX、 メールを含む)	総件数 3,618件(前年度件数3,867件) (相談者数 1,388名 ~ 男性 344名、女性 1040名、不明 4名)				月平均 302件	
	4月	264	5月	271	6月	284
	8月	281	9月	309	10月	336
	12月	283	1月	299	2月	327
						3月
					308	
					338	
					318	
被害別 受理状況	・殺人	477	・DV	38		
	・強盗	40	・ストーカー	64		
	・強制性交等	989	・交通被害	427		
	・強制わいせつ	621	・財産的被害	146		
	・他の性被害	166	・その他の被害	132		
	・暴行・傷害	197	・死別・自殺	5		
	・虐待	14	・その他	302		
相談結果	3,618件中					
助言等	(3,411件)					
面接引継	(50件)					
他機関等の 教示・紹介	(157件) 内訳					
	・弁護士関係	82				
	・女性相談窓口	19				
	・警察	19				
	・東京都相談関係機関	14				
	・民間相談機関	10				
	・精神保健関係	4				
	・他府県支援組織	3				
	・検察、裁判所関係	3				
	・福祉関係	2				
	・医療関係	1				
相談実施時間	・ 総実施時間(電話のみ) 25,112分(約419時間) ・ 平均実施時間 約10分／回					
2 面接相談 (カウンセリング)	総件数 1,319件 (前年度件数 1,189件) (相談者数 185名 ~ 男性 26名、女性 159名)					
	4月	105	5月	103	6月	103
	8月	111	9月	105	10月	115
	12月	103	1月	112	2月	105
						3月
					111	
					129	
					117	

	面接相談については、電話等による相談内容から判断して、早期に情報提供等の支援が必要な人や、精神的被害等を受けて、継続的な面接が必要な人に対して実施している。			
被 害 別 受 理 状 況	・殺人 ・強盗 ・強制性交等 ・強制わいせつ ・他の性被害 ・暴行・傷害 ・虐待	292 1 467 231 25 38 0	・DV ・ストーカー ・交通被害 ・財産的被害 ・その他の被害 ・死別・自殺 ・その他	0 0 242 2 18 0 3
相 談 結 果 (185名中)	・ 面接継続中 ・ 終結	60 名 125 名		
相 談 の 端 緒 (185名中)	・電話相談 (うち、警視庁犯罪被害者支援室から 41 名) ・他機関等からの紹介 ・同行家族等 ・来所者 ・昨年度からの継続	50 名 22 名 32 名 6 名 75 名		
支 援 内 容	<p>ケース 殺人未遂事件被害者 本人(60代)</p> <p>検察庁に掲示してあったセンターのポスターを見て、本人から架電。刃物をもった加害者に襲われ、頭部や胸部にケガを負った。事件後、強い恐怖、不安、絶望感を感じ、日常生活に支障をきたすようになり、病院でPTSDと診断されたとのことだった。症状の軽減のために有効な方法としてPEプログラム(トラウマ焦点化認知行動療法)の説明をしたところ、「治りたい、やりたい」と意欲的だったため導入を決めた。約3か月間のプログラムを実施し、終了時には、症状は軽減し、余暇を楽しめるまでに大幅に回復した。</p> <p>その後に行われた刑事裁判では証人として出廷したが、「プログラムを受けていなければ、証人として出廷して証言することはできなかったと思う」と語った。</p> <p>* 事例には若干の変更を加えている。</p> <p>平成20年4月から開始された東京都との協働事業において、精神科医及び臨床心理士による専門的な精神的ケアを、必要に応じて提供できるようになった。従来からの相談員による相談・支援活動に加え、専門家による精神的ケアを同時に提供することによって、より効果的な支援が可能となっている。</p> <p>今後も被害者の状況に応じて相談員と臨床心理士が連携を図り、それぞれの役割を生かしながら適切な支援を行っていきたい。</p>			
相談実施時間	・ 総実施時間 ・ 平均実施時間	77,287分(約1,288時間)	約59分／回	

第2号事業 「被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業」
 (「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業)

被害者への直接的支援事業	平成13年4月から本事業を開始し、警察署、病院及び裁判所等への付添い、自宅訪問等の支援を行っている。																			
支援対象	総対象者 106名 (前年対象者数 132名) <table> <tr> <td>・殺人</td><td>22</td> <td>・他の性被害</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>・強盗</td><td>0</td> <td>・暴行・傷害</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>・強制性交等</td><td>46</td> <td>・交通被害</td><td>18</td> </tr> <tr> <td>・強制わいせつ</td><td>19</td> <td>・死別・自殺</td><td>0</td> </tr> </table>				・殺人	22	・他の性被害	0	・強盗	0	・暴行・傷害	1	・強制性交等	46	・交通被害	18	・強制わいせつ	19	・死別・自殺	0
・殺人	22	・他の性被害	0																	
・強盗	0	・暴行・傷害	1																	
・強制性交等	46	・交通被害	18																	
・強制わいせつ	19	・死別・自殺	0																	
支援状況	総件数 507件 (前年件数 751件) <table> <tr> <td>・裁判所付添</td><td>138</td> <td>・自宅訪問</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>・代理傍聴</td><td>47</td> <td>・関係機関付添</td><td>119</td> </tr> <tr> <td>・検察庁付添</td><td>112</td> <td>・病院付添</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>・警察署付添</td><td>5</td> <td>・その他</td><td>82</td> </tr> </table> <p>※「その他」とは、ケース会議や送迎である。</p>				・裁判所付添	138	・自宅訪問	3	・代理傍聴	47	・関係機関付添	119	・検察庁付添	112	・病院付添	1	・警察署付添	5	・その他	82
・裁判所付添	138	・自宅訪問	3																	
・代理傍聴	47	・関係機関付添	119																	
・検察庁付添	112	・病院付添	1																	
・警察署付添	5	・その他	82																	
支援内容	ケース 殺人事件遺族 母(40代)、きょうだい(20代) 20代の男性が元交際相手に殺害された。事件から1か月後、警察情報を受け、遺族への支援を開始。遺族は事件後、仕事ができなくなるなど、生活にも大きな影響を受けていた。役所での必要な手続なども、負担が大きい様子だったため、役所の被害者支援担当と連携しながらサポートした。 刑事裁判では、きょうだいは証人出廷、母が意見陳述、他の家族は傍聴することになった。センターでは、きょうだいの証人尋問に向けた検察庁との打ち合わせや家族と弁護士の打ち合わせ等に付添を行った。裁判当日は、被害者参加制度を使って参加する家族への法廷内での付添、及び傍聴席で傍聴する家族への付添支援を行った。「慣れない場所でとても緊張していたので、付添ってもらい安心できた。」との言葉をいただいた。 * 事例には若干の変更を加えている。 早期援助団体の利点を生かし、事件後早い時期から関係機関と連携して直接的支援を行っていきたい。																			

第3号事業 「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁判の申請を補助する事業」

犯罪被害者等給付金の申請の補助	電話相談や面接相談の際に犯罪被害者等給付金申請について説明、関係機関への付添い等の支援を行った。 3件実施
-----------------	--

第4号事業 「被害者自助グループへの支援事業」

被害者自助グループへの支援事業	犯罪被害者の遺族(交通事故を含む)が、お互いの苦悩・悲しみを語り合うことにより、精神的苦痛や悲嘆を乗り越えていくことを目的とした「自助グループ」活動及び自助グループメンバーに対する支援を行った。
支援実施状況	<ol style="list-style-type: none"> 犯罪被害者遺族自助グループ交流会(会員31名) 10回実施 市原刑務所における被害者の感情理解プログラム(11回)、東京家庭裁判所における交通講習の講師派遣(12回)等 警察署等における講演活動の連絡調整

第5号事業 「関係機関・団体等との連携による被害者支援事業」

1 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	被害者支援活動の推進にあたって、関係機関団体主催の会議に参加したほか、合同会議の開催などを通じて連携体制を強化するとともに、個々の相談支援活動においても関係機関の担当者と連絡・調整を行った。
関係機関・団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 全国被害者支援ネットワーク事務局長等会議及び関東甲信越ブロック事務局長会議に出席し、連携の強化を図った。 (10月5日) 東京都総務局人権部、警視庁犯罪被害者支援室との合同会議を行ない、連携強化に向けて意見交換を行った。 (7回:4月17日、5月21日、6月25日、7月26日、8月30日、9月21日、10月22日) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援関係者連絡調整会議に出席し、情報共有を図った。 (4回:6月22日、10月11日、12月20日、3月22日) 日弁連 犯罪被害者支援全国経験交流会集会にパネリストとして参加し、意見交換を行った。 (11月9日) 警視庁犯罪被害者支援室 被害遺児招待イベントに参加、協力した。 (5回:4月22日、6月10日、8月4日、9月22日、12月24日) 東京地方検察庁、警視庁犯罪被害者支援室、日本司法支援センター東京地方事務所、東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会との懇談会に出席し、活動状況について報告し、今後の連携について意見交換を行った。 (1回:2月19日) 東京地方検察庁、東京保護観察所からの研修生を受け入れ、支援活動についての情報交換を行い、連携を深めた。 (東京地方検察庁～3名、東京保護観察所～2名) 東京都心身障害者福祉センター、子ども家庭支援センター、保健師及びスクールカウンセラー等と連絡・調整を図り、各関係機関を訪問する等して相互の業務内容を共有し、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。 (随時)

区(市)及び東京都犯罪被害者支援連絡会との連携	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都犯罪被害者支援連絡会」に出席し、各機関・団体における相互理解と連携強化を図った。 (幹事会:9月26日、総会:11月15日) 「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」に出席し、区市町村との連携強化に向けて情報共有を図った。 (1回:7月2日) 「犯罪被害者等支援を進める会議」に出席し、各機関・団体における相互理解と情報共有を図った。 (1回:8月29日) 「東京都若者の自立等支援連絡会議」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。 (2回:10月29日、2月19日) 「女性も男性も輝くTOKYO会議」に出席し、関係団体との意見交換を行った。(1回:3月28日) 練馬区に設置されている「犯罪被害者等支援推進連絡会議」に出席し、被害者の実状、当センターにおける相談支援業務及び自治体に求める支援等について伝え、連携強化に向けて情報共有を図った。 (1回:11月19日) 個々の支援活動において、被害者の住宅の確保や精神的ケアに関して自治体被害者担当部署及び保健医療関係者等との連絡・調整を図り、訪問するなどして被害者の状況や要望を伝え、自治体関係者との連携による支援を提供した。(随時)
2 東京都人権部との連携・協働による被害者支援事業	<p>平成20年4月1日から、東京都人権部と協定「東京都における犯罪被害者等支援業務の実施に関する基本協定書」を締結し、連携・協働による被害者支援事業を行っている。</p> <p>事業内容は、東京都の総合相談窓口を当センター内に設置し、電話・面接相談、病院や警察署等への付添いなどの直接的支援及び精神科医等による精神的支援等のほか、東京都職員等に対する犯罪被害者等への対応能力の向上に必要とされる研修等を実施した。</p> <p>また、区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化を目的として、「区市町村窓口の訪問・助言」を行った。</p>
研修実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 東京都職員等に対する研修会の実施 6回 <ul style="list-style-type: none"> 東京都一般職員対象 1回 支援担当職員対象 3回 企業・被害者支援関連団体等職員対象 1回 都立学校職員対象 1回
区市町村訪問研修生受入	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村訪問・助言の実施 7回 (葛飾区、あきる野市、日野市、多摩市、立川市、新宿区、品川区) 区市町村からの研修生受入 4回(1回5日間) 4名(中野区、青梅市、江戸川区、武蔵野市)

3 加盟民間被害者支援団体との連携	被害者が全国のどこにおいても同質で適切な支援が受けられるようにするため、加盟民間被害者支援団体の相談員等に対し、「直接的支援実地研修」を行い、被害者支援に関する知識、技能の習得を図った。 ・ 直接的支援実地研修 11回(1回5日間)19団体19名
-------------------	--

第6号事業 「相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業」

(「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業)

相談員・ボランティアの養成及び研修事業	内閣府作成「民間被害者支援団体におけるカリキュラム・モデル案」に基づいて各種研修を実施し、知識・技術の習得・向上に努めた。
1 ボランティア候補者研修	被害者支援の啓蒙、直接的支援活動及び相談業務の拡充を図るため、参加者を公募して被害者支援セミナーを開催し、被害者の実状、被害者支援等に関する研修を行った。 被害者支援セミナー 6月6日～7日(2日間) 参加者 46名
2 基礎研修	被害者支援に必要な基礎的知識を習得するため、ボランティア候補者及びボランティア(現在21名登録)に対し、全国被害者支援ネットワーク発刊の「直接支援員初級マニュアル」等を活用して、当センター役職員及び部外講師による研修を実施し、関係法令その他支援に必要な知識の習得を図った。 基礎研修 6回
3 実地研修	犯罪被害相談員や関係機関等からの研修生等が相談支援活動に関する実務能力を習得するため、電話・面接相談、直接的支援、被害者自助グループ活動を行う際に指導者が同席・同伴して、個別で指導助言を行った。
4 繼続研修 内部研修	ボランティア及び犯罪被害相談員等の支援能力の向上及び直接的支援に向けた法令等の習得を図るため、精神科医、弁護士、関係機関等による全体研修及び相談支援室長等による個別研修を行っている。 内部及びボランティア研修 19回
5 外部研修	被害者支援の関係機関・団体等の見学や他の団体等が行う研修及びセミナー等への参加を通じて、被害者支援に必要な知識及び技能の習得を図った。 ○ 第17回日本トラウマティック・ストレス学会参加(6月8日～10日 2名) ○ 日本被害者学会第29回学術大会参加(6月23日 6名) ○ 被害者が創る条例研究会シンポジウム参加(7月3日 2名) ○ 警察政策研究センター「社会安全フォーラム・デジタル世界の子どもたち」参加(7月12日 3名)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第37回日本心理臨床学会参加(8月30日～9月2日 1名) ○ 犯罪被害者支援弁護士フォーラムシンポジウム参加(9月8日 3名) ○ 東京都人権部 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援に係る専門家懇談会参加(10月11日 7名、3月22日 2名) ○ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク研修会参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラム (10月17日 5名) ・ 秋期全国研修会 (10月13日 13名、10月14日 1名) ○ 交通事故被害者家族ネットワーク東京都講習会参加(10月27日 1名) ○ 杉並区犯罪被害者支援のつどい参加(11月9日 1名) ○ 東京都犯罪被害者週間行事参加 <ul style="list-style-type: none"> (北区11月2日 2名、 国分寺市 11月11日 2名) ○ 警察庁被害者週間行事中央イベント参加(11月30日 4名) ○ 日弁連 医療の現場からみた「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの現状と課題」参加(1月26日 2名) ○ DV被害者支援等を行う民間団体のためのパワーアップ講座(3月11日 2名) ○ 自殺予防ソーシャルワーク研修(3月21日 4名)
6 事例検討会の実施	<p>実際の相談事例及び直接的支援の実施事例を取り上げ、精神科医、相談支援室長及び相談支援室長代理等からの助言指導のもと事例検討会を実施し、個々の事例に対する適切な相談・支援要領等を検討した。</p> <p>事例検討会 112回</p>

第7号事業 「被害者の実態に関する調査及び研究事業」

調査研究事業	・「子どもの心的外傷関連障害に対する効果的な治療法に関する研究」 (研究代表者 兵庫県こころケアセンター 亀岡智美医師)に協力した。
--------	---

第8号事業 「被害者支援活動に関する広報及び啓発事業」

広報啓発事業	<p>被害者支援意識の高揚とセンターの事業内容の周知を図るため、以下の広報・啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 関東管区警察学校、警察署等への講師派遣 71回 2 全国ネットワーク、他県被害者支援団体への講師派遣 1回 3 その他の講師派遣 130回 (検察庁、矯正研修所、司法研修所、自治体、学校等) 4 センター視察・見学 41回 5 犯罪被害者支援キャンペーン2018 (新宿駅:11月2日、3日) 7 犯罪被害者支援週間行事・街頭募金活動 (高田馬場駅:11月29日) 8 区市町村・警察署・警視庁支援室との合同キャンペーン (大田区:5月31日、10月16日、杉並区:9月19日、清瀬市:10月10日、新宿区:10月26日、板橋区:11月21日、足立区:11月22日、国分寺市:11月28日、八王子市:12月4日)
--------	--

9 センターニュースの発行	(4月、8月、12月発行:各15,000部)
10 ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼及びリーフレットの活用依頼(6月)	
○ ポスター (B2)	500 枚
ポスター (A3)	2,500 枚
ポスター (A4)	6,000 枚
○ リーフレット (一般用)	195,000 部
リーフレット(直接的支援用)	25,000 部
リーフレット(被害者本人用)	3,000 部
リーフレット(被害者家族用)	3,000 部
リーフレット(遺族《子どもの保護者》用)	3,000 部
リーフレット(関係機関用)	3,000 部
リーフレット(目撃者用)	3,000 部
リーフレット(性被害《子どもの保護者》用)	3,000 部
○ 冊子(精神的ケア案内)	3,000 部
11 自助グループ手記集配布(9月)	35,000 部
12 「ご案内」作成(3月)	5,000 部
13 情報冊子への広報	
○ 「情報誌ばど5月号」「情報誌ばど10月号」(東京エリア全域)	
14 クリアファイル作成(6月)	30,000 枚
15 ボールペン作成(8月)	65,000 本
16 ブック型付箋作成(3月)	28,000 冊
17 都内区市町村に対する広報記事掲載依頼	(随時)
18 ホームページ及びスマートフォンサイトの改訂	(随時)

第9号事業 「その他本センターの目的を達成するために必要な事業」

会員確保に向けた積極的活動	会員・寄附の獲得のため以下の活動を積極的に実施した。
	1 センターニュースの発行(年3回) 2 各種講演・講義等の実施 3 犯罪被害者支援自動販売機の設置(新規122台)及び支援企業契約(新規4企業) 4 企業訪問等 5 募金箱の設置(新規1ヶ所)